

問Ⅱ - 4 - 4 (理事の任期)

理事の任期を「2年」の確定期間とする定款の規定は許されるでしょうか。

答

- 1 そのような規定を設けることは適当ではありません。
- 2 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会（評議員会）の終結の時までであり、定款又は社員総会の決議によって短縮することが可能とされています（一般社団・財団法人法第66条第1項、第177条）が伸ばすことはできません。

このため、理事の任期を「2年」とする規定を設けた場合、定時社員総会（評議員会）で理事を選任した場合は特段の問題はないものの、他方で、例えば、年度末の臨時総会で理事を選任した場合（3月末決算の法人が3月中旬の臨時総会で理事を選任した場合）には、理事の法定の最長の任期を伸長することとなり、その限度で無効な規定と解されるおそれがあります。

したがって、そのような規定を設けることは適当ではないと思われます。

(参照条文)

一般社団・財団法人法第66条 理事の任期は、選任後二年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、定款又は社員総会の決議によって、その任期を短縮することを妨げない。